

介護保険

重要事項説明書

(済生会川俣訪問看護ステーション)

利用者：

様

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

1.ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	済生会川俣訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒960-1406 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字川端2の4	
連絡先	電話 024-565-2323	FAX 024-538-2601
指定年月日・事業所番号	平成24年10月1日	福島県 0762090066
管理者の氏名	所長 高野 昌子	
通常の事業の実施地域	川俣町 伊達市 福島市 二本松市	

2.事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護または、要支援状態にある、ご利用者様に対し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。
運営の方針	ご利用者様の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法に基づき、地域の保健医療、福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

3.提供するサービスの内容について

サービス区分の種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況などのアセスメントを行い、援助の目標に応じた具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
サービスの内容	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容

	①病状観察・健康相談（バイタルサイン、病気の観察と助言、食事指導、環境整備） ②日常生活の援助（清拭、入浴介助、洗髪、食事介助、排泄介助） ③医師の指示による医療処置（吸引、胃ろう、在宅酸素、留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理、人工呼吸器、褥瘡処置） ④認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止、事故防止の助言） ⑤苦痛の緩和と看護 ⑥在宅看取りの看護 ⑦リハビリテーション（ADL 動作訓練・介助指導、ポジショニング指導、起居動作訓練等） ⑧その他（家族の相談と支援、健康福祉サービスの紹介や連携）
--	--

4.営業日時

営業日	月曜日から金曜日および土曜日の午前中 ただし、国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月30日～1月3日）及び開院記念日（4月15日）
営業時間	平日 8時45分～17時 土曜日 8時45分～12時

5.事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤3人 非常勤0人	作業療法士	常勤1人 兼務0人
准看護師	常勤0人 非常勤0人	理学療法士	常勤0人 非常勤0人
事務職員	常勤0人 兼務1人		

6.利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は原則として基本利用料の1割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分】

〈看護師が行う訪問看護〉

	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担額の1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
20分未満	3,140円	314円
20分以上30分未満	4,710円	471円
30分以上1時間未満	8,230円	823円
1時間以上1時間30分未満	11,280円	1,128円

〈提供時間帯〉

提供時間帯	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

〈理学療法士、作業療法士が行う訪問看護〉

	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （自己負担額の1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
20分	2,940円	294円
40分	5,880円	588円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします

（注2）上記本文にも記載の通り、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

〈加算〉

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18:00～22：00） 早朝（6:00～8:00）	2,100 円／回
深夜訪問看護加算	深夜（22:00～6:00）	4,200 円／回
複数名訪問看護加算Ⅰ	同時に複数の看護師等による訪問看護を実施した場合	30 分未満 2,540 円／回 30 分以上 4,020 円／回
複数名訪問看護加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を実施した場合	30 分未満 2,010 円／回 30 分以上 3,170 円／回
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 90 分以上の訪問看護を行った場合	3,000 円／回
初回加算	新規利用者へサービス提供した場合	3,500 円(退院当日訪問) 3,000 円(退院翌日以降訪問)
退院時共同指導加算	退院または退所につき 1 回	6000 円
緊急時訪問加算	利用者の同意を得て、利用者またはその家族などから看護に関する相談常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合	6000 円／月
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、計画的な管理を行った場合	5000 円／月
特別管理加算Ⅱ		2500 円／月
ターミナル加算	利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合	25000 円
看護体制強化加算Ⅱ	当該加算の体制を満たす場合	2000 円／月
サービス提供体制強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	60 円／回

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本部分】

〈看護師が行う訪問看護〉

	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担額の1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
20分未満	3,030円	303円
20分以上30分未満	4,510円	451円
30分以上1時間未満	7,940円	794円
1時間以上1時間30分未満	10,900円	1,090円

〈提供時間帯〉

提供時間帯	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

〈理学療法士、作業療法士が行う訪問看護〉

	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （自己負担額の1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
20分	2,840円	284円
40分	5,680円	568円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします

（注2）上記本文にも記載の通り、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(3) キャンセル料

キャンセル料は頂いておりません。ただし、体調や様態の急変などやむを得ない事象がある場合以外は訪問日前日の午後4時30分までにご連絡をお願いいたします。

(4) お支払方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は一か月ごとにまとめて請求します。

なお、利用者負担金の受領に係る領収書などについては、利用者負担金の支払いを受けた翌月に訪問職員がお持ちします。

支払方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月に、あなたが指定する口座より引き落とします。
現金支払い	原則として現金でのお支払いはお受けしておりません。 やむおえない場合のみ、サービスを利用した月の翌月に現金にてお支払いください。

※正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払い督促から14日以内に支払いがない場合、サービス提供を解除したうえで未払い分をお支払いいただくことがあります。

7.緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や様態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い、指示を求めるなど、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

8.事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（または地域包括支援センター）及び市町村などへ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9.苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当時業者の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	所在地	福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字川端２の４
	電話番号	024-565-4213

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	市町村（保険者）の窓口 川俣町保健福祉課	電話番号 024-566-2111
	公的団体の窓口 福島県国民健康保険団体連合会	電話番号 024-523-2700

10.虐待防止について

事業者は、利用者などの人権擁護・虐待の防止のために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する責任者	高野昌子
-------------	------

（２）成年後見制度の利用を支援します。

（３）苦情解決体制を整備しています。

（４）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

（５）介護相談員を受入れます。

（６）サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11.秘密保持と個人情報保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を厳守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします
②個人情報保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会などにおいて、利用者の個人情報を用いません。 ②事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか、電磁的記録を含む）については、管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者の漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正などを行うものとします。（開示に際しては複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

12.サービスの利用にあたっての注意点

サービスの利用にあたってご留意いただきたいことは、以下の通りです。

- (1) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りさせていただいています。
- (2) 体調や様態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、出来る限り早めに担当の介護支援専門員(または地域包括支援センター)または当事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) サービス提供の際、ペットは居室内に入らないよう対応をお願いいたします。
- (4) 訪問中に身体的暴力・暴言やセクハラ行為(嫌がらせ等)があった場合には訪問看護サービスを中止させていただきます。(場合によっては法的措置を取らせて頂きます)

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業者 所在地 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字川端2の4

名 称 済生会川俣訪問看護ステーション 印

説明者

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

ご利用者 住 所

氏 名 印

署名代行人（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名 印